

北アルプス広域連合告示第9号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律 137 号)第 9 条の 3 第 2 項の規定に基づき実施した一般廃棄物処理施設建設に係る生活環境影響調査結果(以下「報告書等」という。)を縦覧するので、北アルプス広域連合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例(平成 25 年条例第 1 号)第 3 条及び大町市一般廃棄物処理施設の設置及び管理に関する条例(平成 9 年 3 月 28 日条例第 6 号) 第 4 条の規定により告示します。

令和7年5月26日

北アルプス広域連合
連合長 牛 越 徹

1 一般廃棄物処理施設の概要

施設の名称	大町市グリーンパーク(第3期)
施設の設置の場所	大町市大町7862番地2ほか
施設の種類	一般廃棄物処理施設(最終処分場)
施設において処理する一般廃棄物の種類	焼却灰、し尿焼却灰及びごみ残渣
施設の能力	埋立面積 5,100 m ² 、埋立容量 17,600 m ³ (最終覆土除く)
施設の位置、構造等の設置に関する計画	報告書等に記載

2 実施した生活環境影響調査の項目

大気質、騒音、振動、悪臭、水質、地下水

3 報告書等の縦覧

縦覧の手続	縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者は、北アルプス広域連合長へ生活環境影響調査結果報告書等縦覧申込書に必要な事項を記載し、提出してください。
縦覧の場所	北アルプス広域連合総務課施設整備推進係(大町市平 4608 番地 2) 大町市役所 民生部生活環境課(大町市大町 3887) 白馬村役場 住民課(北安曇郡白馬村大字北城 7025) 小谷村役場 住民福祉課(北安曇郡小谷村大字中小谷丙 131)

縦覧の期間及び時間	令和7年5月26日(月)から令和7年6月24日(火)まで (日曜日、土曜日、国民の休日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。) 午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 まで
-----------	--

4 意見書の取扱い

意見書の提出	当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、北アルプス広域連合長へ生活環境の保全上の見地から意見書を提出することができます。
意見書への記載事項	① 氏名及び住所(法人にあつては名称、代表者の氏名及び事務所の所在地) ② 施設の名称 ③ 生活環境の保全上の見地からの意見
提出期限	令和7年7月8日(火)まで (郵送の場合、当日消印有効)
提出方法及び提出先	以下のいずれかの方法で提出してください。 ① 直接持参 日曜日、土曜日、国民の休日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日を除く。 午前 8 時 30 分 から 午後 5 時 まで (提出先) 北アルプス広域連合総務課施設整備推進係(大町市平 4608 番地 2) 大町市役所 民生部生活環境課 (大町市大町 3887) 白馬村役場 住民課 (北安曇郡白馬村大字北城 7025) 小谷村役場 住民福祉課 (北安曇郡小谷村大字中小谷丙 131) ② 郵送 〒398-0001 大町市平 4608 番地 2 北アルプス広域連合総務課施設整備推進係 ③ 電子メール 提出期限の午後 5 時までに受信したもの gomisyori@kita-alps.omachi.nagano.jp 北アルプス広域連合総務課施設整備推進係 ④ ファックス 提出期限の午後 5 時までに受信したもの 0261-85-5322
留意事項	提出された意見については、広域連合の見解とともに後日、ホームページで公表します。(個人名等は公表しません。) また、提出された意見書に対しての個別の回答及びこの告示に直接関係しない意見書については回答いたしませんのでご了承ください。